

■花本産業団地南部地区計画 「建築物の用途の制限」

○工場、研究施設（&当該建築物に付属するもの）

「日本標準産業分類大分類 E 製造業」

- ①新たな製品の製造加工を行う事業所であること
 - ②新たな製品を主として卸売する事業所であること
- } ※①及び②の条件を備えた事業所

製造業であるが、本計画において除外される工場（建築基準法で規定される次のもの）

別表第2（ぬ）項 商業地域内に建築してはならない建築物

第三号 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場

（八の三） 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造

想定 ○家畜、家きん、愛がん・観賞用動物などの飼料を製造する事業所
・酵母飼料、魚粉飼料、羽毛粉飼料など

（十三） 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの

想定 ○製造過程で上記の原料を粉碎するため、原動機を使用する事業所

（十三の二） レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用するもの

想定 ○生コンクリート（工場で練り混ぜるもの）の製造、セメントの袋詰の過程で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する事業所

別表第2（る）項 準工業地域内に建築してはならない建築物

第一号 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場

（一） 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造

想定 ○火薬、爆薬、火工品を製造する事業所

（二） 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）

想定 ○酸化性固体、可燃性固体などを製造する事業所
・硫化リン、第一石油類、アルコール類など

（三） マッチの製造

想定 ○マッチを製造する事業所

（四） ニトロセルロース製品の製造

想定 ○ニトロセルロースを製造する事業所
・火薬など

（五） ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造

想定 ○ビスコース（レーヨンの中間生成物）、アセテート、銅アンモニアレーオンを製造する事業所
・レーヨン、アセテート繊維、銅アンモニアレーヨンなど

（六） 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）

想定 ○化学合成染料、合成顔料、塗料（漆、水性塗料は除く）を製造する事業所

(七) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造	
想定	○石油系等の溶剤を用いてゴム製品、芳香剤を製造する事業所
(八) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造	
想定	○石油系等の溶剤を用いて擬革紙布、防水紙布を製造する事業所
(九) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）	
想定	○木材を原料とする活性炭を製造する事業所
(十) 石炭ガス類又はコークスの製造	
想定	○石炭ガス類、コークスを製造する事業所
(十一) 可燃性ガスの製造（政令で定めるものを除く。）	
想定	○可燃性ガスを製造する事業所 ・LP ガスなど ※政令で定めるもの…アセチレンガス（バーナー燃料）、都市ガス事業
(十二) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）	
想定	○圧縮ガス、液化ガスを製造する事業所 ・圧縮により高圧、液化されたガス
(十三) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造	
想定	○上記の薬品等を製造する事業所
(十四) たんぱく質の加水分解による製品の製造	
想定	○たんぱく質を塩酸や水酸化ナトリウム等により分解して調味料等を製造する事業所 ・うまみ調味料など
(十五) 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）	
想定	○食用油脂を製造する事業所 ・サラダ油、魚油、ラード、バター、マーガリンなど ○工業用油脂を製造する事業所 ・石鹼、潤滑油、塗料、インキ、ワックスなど
(十六) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造	
想定	○ファクチスを製造する事業所 ・消しゴム用配合剤、工業用ゴム配合剤など ○合成樹脂を製造する事業所 ・プラスチック（フェノール樹脂、ポリウレタン、ポリエチレンなど） ○合成ゴムを製造する事業所 ・合成ゴム、合成ラテックスなど ○合成繊維を製造する事業所 ・化学繊維（レーヨン、ナイロン、ポリ塩化ビニル、ポリエステルなど）

(十七) 肥料の製造	
想定	<ul style="list-style-type: none"> ○動物性、植物性の肥料を製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・海産肥料、骨粉肥料、魚肥、植物かす肥料、腐葉土、たい肥、バークたい肥など ○科学肥料を製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・アンモニア、化成・配合肥料、けい酸質肥料など
(十八) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造	
想定	<ul style="list-style-type: none"> ○洋紙、板紙を製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・新聞用紙、印刷用紙、筆記・図画用紙、ダンボール原紙、建材原紙など ○パルプを製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・木材パルプ、非木材パルプ、古紙パルプなど
(十九) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製	
想定	<ul style="list-style-type: none"> ○革のなめし、調整、仕上げを行う事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・なめし皮など ○にかわを製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・にかわ（接着剤）など ○毛皮のなめし、調整、縫合、染色、仕上げなどを行う事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・毛皮など
(二十) アスファルトの精製	
想定	○アスファルトを製造する事業所
(二十一) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造	
想定	<ul style="list-style-type: none"> ○アスファルト及びタールの舗装用混合物及び舗装用ブロックなどを製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用材料、舗装用混合物、舗装用ブロック、タールブロック、アスファルトブロックなど
(二十二) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	
想定	<ul style="list-style-type: none"> ○ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメントなどを製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・ポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメントなど ○焼石こう、石こうプラスタ、石こうボードなどを製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・石こうボードなど ○石灰石、ドロマイト、貝殻などから生石灰、消石灰、焼成ドロマイトなどを製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・生石灰、消石灰、焼成ドロマイト ○カーバイド（炭化カルシウム）を製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・カーバイド（炭化カルシウム）
(二十七) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの	
想定	○金属の圧延の過程で出力の合計が4キロワットを超える原動機を使用する事業所
(二十九) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造	
想定	<ul style="list-style-type: none"> ○ヒト又は動物由来成分を原料とする医薬品を製造する事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・血液製剤、ワクチンなど

(三十) 石綿を含有する製品の製造又は粉碎	
想定	○平成 18 年 9 月 1 日から、労働安全衛生法第 55 条の規定に基づき、石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されている。
(三十一) 安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業	
想定	○政令が未制定 ・現段階で規定される事業所はないが、政令の制定後の立地には制限される。

○事務所 (&当該建築物に付属するもの)

当地区計画区域内に立地する施設に係るものに限る。

○倉庫及び荷さばき場 (&当該建築物に付属するもの)

倉庫及び荷さばき場であるが、本計画において除外される建築物（豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例で規定される次のもの）

条例第2条第7号アに規定する小規模処理施設

(7) 小規模処理施設 次に掲げる施設をいう。

ア 産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者又は産業廃棄物再生利用業者が設置する産業廃棄物の積替施設又は保管施設